

2024年度

重 要 事 項 說 明 書

社会福祉法人白鳩福祉会・白鳩保育園

1. 事業の目的

白鳩保育園（以下、「当園」といいます。）は、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う」とした法人理念に基づき、児童福祉法24条1項に基づく認可保育園として、以下の運営方針に基づき、岡山市民の児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2. 運営の方針

(ア) 保育方針

「体力づくり」を基本にした保育をすすめて、いっぱい食べ、しっかりあそび、ぐっすりと眠るという子ども期に相応しい生活を大切にしていき、早寝・早起きなどの基本的な生活習慣を身に付け、生活リズムを確立していくことをもっとも大切にします。

また「全園の保育士で全園の子どもを保育する」、「父母と共に手を携えて子育てをすすめる」を基本に、一人ひとりを大切にし、すべての子どもが明るく輝くような保育をすすめていきます。

保育目標（園のめざす子ども像）

1. 体力づくりで身体（からだ）の全面的発達をはかる。
2. 基本的な生活習慣を身につける。
3. 感動する心、正義感、やさしさ、いたわり、おもいやり、寛大さ、勇気、自律心、敏感さなど豊かな心を育てる。
4. 考える力を育てる。
5. 集団活動のできる協力、協調性と自己の確立を育て、集団の中で自発的に働ける積極性を育てる。
6. やり通すねばり強さを育てる。
7. 基本的な社会のルールを身につける。

3. 当園の概要

法人種別	社会福祉法人
名称	白鳩福祉会
所在地	岡山県岡山市南区福富中2丁目4番1号
認可年月日	昭和43年10月1日
電話番号	(086) 262-3432
園長氏名	友廣万貴子
利用定員（年齢別）	(3号認定) 0歳児：15人 1歳児：18人 2歳児：20人 (2号認定) 3歳児：23人 4歳児：24人 5歳児：23人

実施する事業の種類	延長保育、一時預かり事業、障害児保育、子育て支援センター
自己評価の概要	年間計画（期間案、月案、週案、日案）をたて、保育計画に従って全園の職員で全園の子どもの保育に当たることを基本に、保育士の日誌による毎日の振り返りと毎月の職員会議園と自己の評価をおこない、年間の保育内容等の評価を毎年実施し、サービス内容の向上に努めています
第三者評価	法人理事会が必要と認めた場合、受審します

4. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日	
月曜日 ～ 土曜日	7時00分 ～ 18時00分	保育標準時間 7時00分～ 18時00分	延長保育 18時00分～ 19時00分	※土曜日は18時00分から19時の延長保育はありません	・日曜日 ・祝祭日 ・年末年始 (12月29日～1月3日) ・休園日に開園した場合の代休 ・天候等により特別に園長が休園を決めたとき
		保育短時間 8時30分～ 16時30分	短時間延長保育 7時00分～ 8時30分 又は 16時30分～ 18時00分		

※延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。

5. 職員体制

	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格	備考
園長	1人	1名			
参与	1人	1名			
主任保育士	1人	1名			
副主任保育士	2人	2名			
保育士	16人	16人	4人	4人	
栄養士（管理栄養士を含む）	2人	2人	2名	1名	
子育て支援センター指導員	1人	1人	2人	2人	
事務職員	1人				
保育支援者			2人		
用務員	1人				

6. 提供する保育の内容

(ア) 保育の理念

日本国憲法をくらしのなかに生かす立場から、教育基本法や児童憲章の精神を尊重しながら、児童福祉法に基づいて保育事業にとりくみます。働くお父さんやお母さんと共に力をあわせて、子どもたちが健康で文化的な生活をおくるなかで全面的な発達をはかれるよう、社会・生活環境をつくり運動をすすめながら、充実した保育事業を目指していきます。そのなかで、子どもたちが主権者国民として、民主主義的な新しい日本を建設し、世界平和に貢献する社会人として成長するための健全な土台づくりをめざします。

(イ) 保育目標の達成のために

- ① 園は、いつも乳幼児の最善の利益を最優先にし、保育環境や内容の向上をめざし努力します。
- ② 職員は保育内容の向上をめざし、自主的積極的に学習し、専門科目、一般教養などの基本学習を深め、自己研磨に努めるとともに、全職員がそれぞれの幼児児童の保育方針を統一するための交流を深めていきます。
- ③ 父母は、園と共に目指す「保育目標」の達成のため、子どもの園生活が円滑にできるよう園との約束ごとを守り、積極的に園の運営に協力していきます。
- ④ 父母は保育目標を理解し、その達成のために職員とともに園内外への必要な運動を「父母の会」を中心に行なっていきます。

7. 当園の保育の特徴

(ア) 薄着・はだし保育でユニフォーム（園児服）はありません

白鳩保育園は、汚れることなどを気にしないで汚れたら着替え、おもいっきり遊べるよう普段着でのびのび生活できるようにしています。園児や保育士用のユニフォーム（園児服など）はありません。

園では、子どもが自分の力で体温調整が出来るようになることを目指しており、暑ければ汗をかき、寒ければ体を動かして体温を上げることができる「体」作りを重視しています。年間を通じて半ズボン・薄着で生活するようにしています。寒い冬でも外に出るときにベストをきる程度です。

園では素足で生活します。足の裏から伝わる土や床の感覚を敏感に感じながら歩き歩くことで、運動機能を高めていきます。

(イ) 保育に「リズム」を取り入れています

園では、毎日の生活の中で楽しく見通しを持った生活を送ることができるよう、それぞれの課題を発達に合わせて取り入れ、メリハリをもった保育に心がけています。その中のひとつとして、音楽にあわせて体を動かす「リズム遊び」を取り入れています。

しなやかでリズムカルに動く体に開放的なしなやかなで柔軟な心がやどります。「発達」に合わせて課題を入れていき、またそれをやりきることで達成感を味わい自信につなげていきます。

(ウ) 散歩が毎日の日課です

園では、季節の移り変わりなど自然を感じながら生活する、日常の生活の中での体力作りの一環として、「散歩」をととても大切に考え、保育の中に取り入れています。園では、朝の散歩を日課としており、ほとんど毎日散歩に出かけます。雨の日もカッパを着るなどして散歩を楽しみます。車の通らない細い道からトラックやバスが行き交う国道まで、信号機や歩道、歩行者専用道など交通ル

ールと安全な歩き方を身につけながら歩いていきます。

散歩は、「ひよこ組」（0歳児）から「はと組」（5歳児）まですべての年齢で取り組みます。歩けない子は「籐の乳母車」やオンプされて散歩し、園周の短いコースから片道2kmの距離のある「住吉神社コース」まで、さまざまなコース設定して歩きます。

(エ) すべて手作りの安心安全の完全給食（オヤツを含む）

体作り・体力づくりには、「食」がとても大切です。園の給食では、栄養面に気をかけて献立を立て調理するのは当然として、添加物や農薬を心配しないで安全な食物をいっぱい食べることに、こだわりを持っています。

食材は、安心安全を最優先に考え、野菜・肉は国内・県内産のものを中心に使うようにし、安全性が高く低農薬で栽培されたものを仕入れるように努力しています。現在主要野菜は玉島の契約農家から仕入れています。

また、肉よりも魚を多く、いろいろの種類の野菜をたくさん摂ることを目標にして、園の栄養士による「園独自献立」を立て調理しています。

また、園として菜園（70㎡）で季節の野菜の栽培を有機肥料・無農薬行い、離乳食など特に気を使う必要のある食材に当てるなどしています。

「食は文化」、温かいものは温かく冷たいものは冷たく配膳できるように3歳以上も園でご飯を炊いています。主食の碗、お汁碗、主菜の皿はすべて陶器のものを使っています。割れない様に大切に作る心を育てます。

5ヶ月から1歳3ヶ月頃までを離乳食期として希釈した果汁からはじめ、お粥から軟飯まで（7段階）、幼児食への移行期まで丁寧に子どもの状態に合わせて取り組んでいます。授乳は明治乳業の「ほほえみ」をつかっています。要望により冷凍母乳にも対応しています。

園では、5月から月1回の交流会の日に、年齢別クラスを解体して1歳から5歳までを保育士単位の「家族」編成にして、5歳児が1歳児、4歳児が2歳児のお世話関係（兄弟姉妹）をつくり、家族単位で食事を準備し食べる「交流食事会」をおこなっています。

また、7月後半から8月後半にかけての1ヶ月間、この「交流食事会」のお世話関係を基礎にして、1歳から5歳までの年齢別クラスを解体して4つの縦割りのクラスに編成し直して保育する「縦割り保育」を行います。

(オ) 個人ごとに「誕生会」

「一人ひとりを大切に、すべての子どもが明るく輝くような保育をすすめていく」という保育方針を持っています。そうした意味から、園ではそれぞれがこの世に生を受けた記念日である誕生日をとっても大切に考えています。

「なぜこの名前を付けたか」、「どんな子どもになってほしいか」などを「誕生表（誕生日しらべ）」に記入いただき、その子の誕生日当日に、一人ひとり全園の子どもや職員が全員集まって、みんなの前でその子の為の「誕生会」を行います。

(カ) 県北津山市加茂町で2泊3日の「お泊り保育」

「はと組（5歳児）」の長い子で6年にわたる白鳩での保育園生活で培われた体力づくりの集大成として、9月の第1週にお泊り保育をおこないます。

お泊り保育は、岡山県と鳥取県の県境にある加茂町倉見というところに行き、そのコミュニティハウス（地域の集会所）で、「はと組」の子どもたちと保育士が2泊3日の合宿をしながら、岡山では経験できない自然いっぱいの田舎で生活をします。

子どもたちは、川遊びやイモリ捕り、虫捕り、カレーやバーベキューなど自分たちが食べる食事

作りなどをします。夜は星座観測や「肝試し」もして、寝る前には温泉に入ります。
最終日には「角が仙」という1153の山に登ります。

8. 保育の計画

人（ひと）は、人と人の間（社会）に生まれ、その中で「人」として育ちます。わずか生後43日～56日で保育園に入園した子どもは、人生の始まりから保育園生活と家庭生活の「二重の生活」のなかで育って行きます。園児は、一日の内一番活動量が多い時を保育園で過ごします。そのことから保育園は、子ども達にとって生活の場であり、成長発達を保障する場所となっています。

白鳩保育園では、前記のような「七つの保育目標（園の児童像）」をおき、卒園するまでにその目標に到達できるよう、年齢別にクラスをわけ、各年齢に沿った保育計画を作り、日々の保育にあたっています。

各年齢でどこまでの育ちを保障していくのか、0歳～卒園までの見通しを持って各年齢クラスでの到達目標を明確にして取り組んでいます。

(ア)【月目標】

体力づくりを中心に	<p>4月…園、クラスの生活に慣れて、仲間との遊びが楽しくなる。（戸外遊び）</p> <p>5月…自然に関わり、力を出し切って遊びを楽しむ。</p> <p>6月…生活や遊びを通して仲間と共感し合い、行動の輪を広げる。</p> <p>7～8月…縦割り活動の中で、夏遊びの楽しさを伝え合い、役割をもって生活することに喜びと誇りを持てるようになる。</p> <p>9月…今までにつけた力を運動会に向かってさらに高め、自分の課題やクラスの目標をやりきる力にしていく。</p> <p>10月…本気で力を出し切って運動会を成功させる。</p>
創作表現活動を中心に	<p>10月…戸外活動をと通して、表現活動を発展させる。</p> <p>11月…自然に関わる活動を広げ、「白鳩まつり」に向かって遊び活動を豊かにする。</p> <p>12月…仲間の輪を広げ、遊び、生活活動を通して、共感集団の質を高めていく。</p> <p>1月…寒さに負けず集団遊びを楽しみながら、冬の自然事象の変化に関心をもち、科学的な関心へと高めていく。 言語活動を豊かにし、言語表現活動を盛んにしていく。</p> <p>2月…「生活発表会」に向かって、表現活動で仲間と力をあわせて作りあうことの素晴らしさを知り、気持ちを高め合っていく。</p> <p>3月…大きくなる期待を持って何事にも本気で取り組み、役割活動の受け渡しをきっちりしあって、一緒に大きくなることを喜び合う。</p>

保育指導計画…年間指導計画、期間指導計画、月間指導計画、週案、日案を立て具体化しています。

年間指導計画は1年を4期に分けて立案します。必要に応じて月間保育計画を立てています。

第一期…4, 5, 6月

第二期…7, 8, 9月

第三期…10, 11, 12月

第四期…1, 2, 3月

- 問題点… 前年、前期に気にかかりながら取り残した課題や、未解決の問題を具体的に明らかにしていく。
- 月区分… 期を各月に分ける。
- 主 題… 各月や月を渡ってクラスの主題をつくる。
- 目 標… 月をわたり、期を通して到達したい目標を定めてとりくむ。

このなかで大きく前半と後半に分けとらえ、前半を「体力づくり」を中心にした保育をすすめる時期、後半を「創作表現活動」を中心に保育をすすめる時期とに、課題を明確にして年間の保育を進めています。

さらに具体化したものを期毎のクラス懇談会でお知らせし、日案・週案に基づいて「クラスたより」でお知らせします。

- ※ 第四期末には、こんな姿になってほしいかを見通しを持って、クラスの「各期」ごとに「主題」を決めてとりくんでいく。
- ※ 各期ごと、クラスの目標を置いている。各期の育てほしい各自の力「自分の力」を具体的にしている。
- ※ それぞれの子どもごとの「発達」に沿って、育てたい各自の力とは何かを具体化していく。そのため「発達」に必要でその年齢にふさわしい子どもの要求にあった課題を設定する。
- ※ どんな集団をつくり、育てていくか、クラス集団の姿として目標を持つ。そこでは何を課題にして集団を育てるかなど具体的にする。
- ※ 課題は季節、行事などを考えながら、「付けたい力」にふさわしい課業として取り組める物を選んでいく。
- ※ 年間を通して取り組む課題を明確にする。

「保育の計画」では「集団づくり」を特に留意しています

保育園は集団生活の場です。友達と一緒に活動することで一人では味わえない楽しさや達成感を共感し、仲間と共に生きる力を培っていきます。保育園では0歳から「集団づくり」の観点を入れた取り組みをしています。

《0歳児》

- 保育士にお世話されることを通して信頼関係を作っていく。安定した関係の中で、隣で眠っている仲間の声や寝息、気配で仲間の存在を知っていく。仲間の顔を見たり体を触れ合ったりしながら遊びや生活をしていくことで親しい人だと認識していく。(大人には人見知りをするが子ども同士だとほとんどしない)
- 仲間と玩具を取り合ったりしてさらに仲間をしっていく。
- 保育士が仲立ちになって遊んでいくことで子どもと子どもを繋いでいく。
- クラスの仲間の顔がわかり、お休みの人の名前を呼ぶと「いない」と言えようになる。大体同じ月齢の子どもと遊ぶようになる。
- 自分のクラスの子どもたちといると安定して遊べるようになる。

《1歳児》

- 保育士と仲間がいてくれると安定して遊べるようになる。

- 仲間のしていることを意識しながら一人遊びからだんだんと仲良しの子と行動を共にしていく。保育士や友達といることが楽しいと思えるようになる。
- 物の取り合いで言葉がすぐにでないだけに噛み付きが増えてくるが、「噛まれたら痛いよ」と伝え相手の気持ちが分かるように其の都度伝えていく。
- クラスの仲間、みんなと一緒にひとつのことを短時間だが取り組めるようになる。
- 名前を呼ぶとお休みしている友達が分かり「お休み」と答えるようになる。

《2歳児》

- 仲よし関係がかなり深まり定着してくるが、思いのくい違いで喧嘩をしたり、違う友達と一緒にあったりしながら友達関係がひろがってくる。
- 遊びが楽しめ出すと3～4人が群れて遊べるようになる。思いが共有できると一定時間子どもたちで遊びこめるようになる。
- 保育士が中心になって「1・2・3！」と声を掛けると机やシートなど気持ちを合わせて持ち上げ運ぶことが出来るようになる。
- 一人でも揃わないと待ってあげようと仲間に気持ちが掛けられるようになる。
- 簡単なごっこ遊びの世界を共有し「みんなでしたい！」と仲間といることが楽しくなる。

《3歳児》

- 「つもり」や「はず」が膨らみ、3～4人の仲間と遊びを共有し、深く遊びこめるようになる。遊び上手な友達がいればかなりの時間遊びが持続でき、「またしよう！」と続けられる。
- 3～4人のグループを作って安定できる場にしていくことで、自分たちの生活を自分たちで作ろうと仲間と力を出し合えるようになる。
- クラスのみんなで「ごっこ遊び」や「表現遊び」を楽しむことが出来るようになる。
- 仲間への思いが深くなり、喧嘩をかって出てトラブルを広げることもある。

《4歳児》

- 遊び仲間の輪が大きくなり「～しよう！」と仲間呼びかけて遊びを展開させる。
- 4～5人のグループを作り自分たちの生活はほとんど自分たちで出来るようになってくるが、困ったときには保育士に支えてもらって生活を進めて行く。
- 年度の後半になってくると「自分たちでやりたい！」とクラスの動きになってくる。

《5歳児》

- 5～6人のグループを基に自覚的に動くリーダーが育ちクラスの生活が作られるようになる。
- 遊びのリーダーを中心に遊びを展開、発展して楽しむ。

(イ) 保育園の1年間

● 4月

- ☆ 入園式
- ☆ 父母の会総会
- ☆ クラス懇談会
- ☆ 離乳食講習会
- ☆ 遠足・弁当の日

● 5月

- ☆ 交流会
- ☆ 母親参観日
- ☆ 夏野菜の植え付け
- ☆ 園医による健康診断
- ☆ 遠足・弁当の日

● 6月

- ☆ 交流会
- ☆ 父親参観日
- ☆ 園医による歯科検診
- ☆ 教育講演会
- ☆ 田植え・さつまいも植え付け（津高農園）
- ☆ 弁当の日

● 7月

- ☆ プール開き
- ☆ 交流会
- ☆ 七夕まつり
- ☆ 夏まつり
- ☆ たて割り保育開始

● 8月

- ☆ モモの丸齧り
- ☆ クラス懇談会
- ☆ 「お泊り保育」の下草刈り
- ☆ たて割り保育解体
- ☆ 水泳大会（プール納め）

● 9月

- ☆ 交流会
- ☆ はと組 お泊り保育
- ☆ 祖父母参観日
- ☆ 弁当の日

● 10月

- ☆ 運動会通し（予行）弁当の日
- ☆ 交流会
- ☆ 運動会
- ☆ 園医による健康診断
- ☆ 稲刈り（津高農園）
- ☆ 芋ほり会（園農園）

● 11月

- ☆ 芋煮会
- ☆ 交流会
- ☆ コーナーあそび
- ☆ 遠足・弁当の日
- ☆ 新米おにぎり会
- ☆ 白鳩まつり（伝統芸能鑑賞）
- ☆ 園内整備
- ☆ バザー

● 12月

- ☆ リンゴの丸齧り
- ☆ 交流会
- ☆ 弁当の日
- ☆ 3歳以上クラス懇談会（第2週から）
- ☆ クリスマス会（全園リズム大会）
- ☆ 餅つき会

● 1月

- ☆ 七草
- ☆ とんど焼き
- ☆ 凧揚げ
- ☆ 3歳未満クラス懇談会（第2週から）
- ☆ 給食交流会・弁当の日

● 2月

- ☆ 節分豆まき
- ☆ 交流会
- ☆ 弁当の日
- ☆ 教育講演会
- ☆ 園内生活発表会

● 3月

- ☆ ひなまつり
- ☆ 生活発表会（第1週土曜）
- ☆ 園内絵画展示（第1週木曜）
- ☆ お別れスポーツ大会
- ☆ 卒園式

毎月の行事

- ☆ 交流会
- ☆ 避難訓練
- ☆ 地域交流リズム会
- ☆ 異年齢児交流食事会
- ☆ 身体測定

9. 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。連絡帳は、毎日記入し、各クラスの連絡帳入れに入れてください。

園からの行事や共通連絡事項などのお知らせについては、月に1回園だよりを発行し、随時、掲示板への掲示をします。クラスからの生活の様子やお知らせについては、クラスだよりを発行し、随時、連絡帳やクラスの掲示板・ホワイトボードへの掲示をします。おたより入れと連絡帳を毎日確認してください。

全園への一斉連絡およびクラスへの連絡システムとして、携帯電話メールサービスを利用した「かんたんメール」を使っています。新入園の際に必ず登録してください。

10. 当園の利用に際し留意していただきたいこと

(ア) 登降園は玄関の「登降園システム」で行ってください。

入園の際登録いただいたメールアドレスにリンクした「タグ」（黄色の小判型もの）を配布します。それを読み取り機にかざしてください。登園、降園も必ずお願いします。タグを忘れた場合は玄関の担当職員に伝えてください。

(イ) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、**必ず9時までに連絡をお願いします。**

(ウ) お迎えについて

お迎えの人および時間については、万が一、急に変更になる場合や遅れる場合は事前に連絡を入れてください。なお、お迎えは事前に登録した家族（成人の方）をお願いします。特に18時以降の延長保育を利用する場合は軽食の準備のため17時30分までに連絡をお願いします。短時間の認定時間を超える場合は延長保育扱いとなります。

(エ) 毎朝の体温等の確認

登園前に自宅で必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。**満1歳6ヶ月までは登園後**保育室で検温してご記入ください。普段と違う場合は、必ず早番保育士または担任保育士にお伝えください。

(オ) 体調不良やけがの場合について

- 健康上何か気になる点（機嫌が悪い・元気がないなどの様子、前夜や明け方の発熱・嘔吐・下痢）があれば、登園時に必ず玄関の検診の職員もしくは担任に伝えてください。発熱、下痢、嘔吐、目やになどの症状があるときは、感染性の病気も疑われます。必ず受診してください。医師には、保育園に通っていることを伝え「登園してよいかどうか」などを相談して、その指示に従ってください。
- 保育園で体調が悪くなった時は、連絡をします。機嫌、食欲、顔色、肌の状態など全身の様子を見ますので、熱が高なくても連絡を入れる場合があります。
- 保育中のけがなどで受診する場合には、保護者に連絡を入れます。連絡がつかない場合でも、緊急を要する時には、囑託医の指示を仰ぎ、受診する場合があります。

(カ) 感染症について

保育園では、特に予防すべき伝染病の取り扱いについては、岡山市医師会連合会の指導のもと

づく岡山市教育委員会の扱いに準じて行うこととされています。**別紙1**に記載の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、かかりつけ医師発行の「登園許可書」**様式1**を提出してください。医療機関によっては文書料が必要になる場合があります。

(キ) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。受診時には、保育園に通園していることを主治医に伝え、朝晩の服用で済むように相談してください。

保育時間中に、どうしても与薬が必要な場合は、事前に「予約に関する誓約書」を園に提出して頂き、医師による「予約指示書」**様式2**を作成、必要事項を「与薬依頼書」**様式3**に記載して、担任（いない場合は主任保育士）に手渡ししてください。**様式4**「与薬に関する誓約書」を承認し提出ください。「予約指示書」「与薬依頼書」を忘れたり、記載漏れがある場合は与薬できないため、ご注意ください。

(ク) 急に延長保育が必要な場合

延長保育を月のうちに1度でも利用する可能性のある方は、「延長保育利用申込書」**様式6**を提出してください。

私用による延長保育の利用はご遠慮ください。保育短時間の方が認定時間を超えて利用する場合は短時間延長保育扱い（別途「短時間延長保育料」を徴収）となりますのでご了承ください。

(ケ) 駐車場の利用について

月一度でも利用される場合は、申し込みが必要です。運営は「父母の会」が行っています。園周辺は朝の交通規制があります。**別紙2**に示しましたように通行にあたっての園内独自のルールに従って送迎をしてください。

(コ) 土曜日の保育

私用による土曜日保育の利用はご遠慮ください。必ず、前月末までに利用申し込み**様式7**を記入して提出ください。この申し込みがない場合は、利用をお断りする場合があります。保育体制や給食数の準備のために子どもの人数の把握が必要なためです。

(カ) 健康診断等について

① 健康診断・歯科検診

嘱託医による健康診断（年2回）、歯科検診（年1回）があります。検診の結果については、結果のお知らせを配布するとともに児童票（日々の成長記録）に記載します。

② 身体測定

毎月20日ごろに身長・体重・胸囲の測定を行います。結果については、結果のお知らせを配布するとともに児童票（日々の成長記録）に記載します。

③ フッ素洗口

3歳以上児は、虫歯予防のためフッ素洗口を希望者に実施します。

④ 発達相談

随時行っています。子どもの発達についてより細やかな対応ができるよう専門機関とも連携が取れるようにしています。

(サ) 食物アレルギーへの対応について

アトピー性皮膚炎などの児童が増えており、その原因として食物アレルギーと診断され、食事

制限の必要なお子さんがおられます。

白鳩保育園では、一人ひとりの子どもたちの心と体のすこやかな発達を保障することをめざしており、食物アレルギーに対しても集団給食での可能な範囲での取り組みをすすめています。

代替食・除去食については、家庭が主で保育園はそれに協力する立場です。保育園の体制では限界もありますので、家庭と保育園とよく話し合っ、対応の統一をはかり、無理のない方法をすすめていきます。

具体的な対応の方法

1. 食物アレルギー児に対する食事制限は、専門医の診断および指示に基づいて行います。受診時「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を園で受け取り、医師の記入・捺印をもらい保育室に提出して下さい。
2. 医師の指示のもとで経過観察をして定期的に検査を受け、原則として1年ごとに新しい「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を園に提出して下さい。
3. アレルギー児への食事は、代替もしくは除去を基本とし、集団給食での可能な範囲で取り組み、代替もしくは除去を基本とします（特別な代替食品が必要な場合は持ってきていただきます。）
4. 家庭と園の取り組みの統一を図るためにも、園児の健康状態・献立・調理方法等について必要に応じて保護者と話し合いを持ちます。
5. 集団保育の中では、万が一誤飲誤食の場合も考えられます。症状が出た場合の対処方法を必ず知らせておいてください。主治医の指示を受け薬が必要な方は持参してください。
6. 症状が軽減したら、主治医の指示を受けながら、食材制限の解除を進めていきます。解除については、まず家庭で行いその結果を確認した上で、園でも拡げていきます。
7. 家庭で変わった様子が見られた場合、その状況を園に知らせてください。
8. 必要がある場合には、保育園からも主治医に対して問い合わせをすることがあります。

子どもたちの健やかな成長を願いともに育て育つ立場から、緊密に連絡を取り合い共に協力していきましょう。

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談ください。

1.1. 保育料

(1) 基本保育料

- ① 支給認定をした市町村が定める保育料を市町村にお支払いいただきます。
- ② 3歳以上児は、給食食材費として以下の金額をお支払いいただきます。（ただし、岡山市から徴収を指定された方のみ）

主食及び副食、おやつを含めた給食費

	費目	摘要	金額(円)
月額	副食食材費	月曜日から土曜日まで登園の場合（月内で土曜1回以上登園）	5,500円
		月曜日から金曜日まで月内毎週5日登園の場合	5,000円
	主食費	一律	1,500円
	副食費免除指定家庭	岡山市が指定した副食費免除家庭の場合（主食費のみ）	1,500円

(2) 短時間児の延長保育料+

	摘 要	金額(円)
月額	月額：7時00分～8時30分、16時30分～18時00分 1カ月間に1回以上の利用があった場合	100(1回毎)

(3) 標準時間児の延長保育料

	摘 要	金額(円)
日額	18:00 から 19:00 まで (月間 4 日まで日額)	350
月額	月額：18:00 から 19:00 まで (10 日以上一律) 19 時を過ぎた場合は 500 円とする(超勤手当の補填)	3,500

(4) 実費徴収 (各年齢共通) ※キャッシュレス決済「エンペイ」を導入しています。

	摘 要	金額(円)
月 毎	駐車場利用料	1000
	父母の会費 (月 500 円 半年ごと 3000 円の集金)	500
年 1 回	日本スポーツ振興センター掛金 (年額) ※A階層は免除	240
	名 札	150
	諸費袋 (集金用)	50
	雑費袋 (集金用)	50
	カラー帽子 (タレ付き希望者は別途)	630
	ファイル	50
	生活ノート (ひよこ)	1,300
	生活ノート (あひる・うぐいす)	550
	生活ノート (ひばり・つばめ・はと)	350
	はさみ (はと)	520
	フッ素洗口 (3 上の希望者のみ)	600
	クレパス	550
	新入園時	ハーフパンツ
印 鑑		400
カ ゴ		500
マーカー (ひばり・つばめ・はと)		810
のり		200
はさみ (うぐいす)		430
道具箱		600
随 時	バス遠足 (参加費)	実費負担
	園外行事 (入場料・緒費用等)	実費負担
	各種行事写真代金など	実費負担
	自由画帳・ペン・クレヨン・のりなど	実費負担
	まり (ひばり)・縄跳びなど (つばめ) コマ (はと)	実費負担

※教材の詳細については、別紙の「用品注文用紙」をご確認ください。

(業者の納入金額によって変更する場合があります。)

1 2. 集金（延長保育料や実費徴収の料金）

集金は、月1回を基本としますが、2カ月に1回（硬貨を減らす関係で）のものもあります。1つの集金袋で行います。

- ・ **毎月5日までに**集金です。
- ・ 当月分を請求します。（延長保育は前月分）
- ・ 集金袋は必ず朝の検診時に職員に手渡しで渡してください。
- ・ やむなく入金日が遅れる場合は、担任もしくは園長にご相談ください。

※キャッシュレス決済「エンペイ」の導入しています。

1 3. 利用の開始及び終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・ 小学校に就学したとき
- ・ 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4. 支給認定区分・住所等の変更

(ア) 支給認定区分の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

① 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、岡山市より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。

提出書類：「3号認定証」

提出先：岡山市または当園

② 就労時間等の変更に伴い認定区分（時間）を変更する場合

提出書類：「支給認定区分変更申請書」（岡山市指定様式）

「保育を必要とする事由」がわかる書類（就労証明書等）

「支給認定証」

提出先：当園（その後、当園から岡山市に提出します。）

③ 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類：「認定申請・利用申込事項変更届」（岡山市指定様式）

提出先：当園（その後、当園から岡山市に提出します。）

※認定証の写しを必ず保育園へ提出してください。変更等で、再交付された場合は、その都度提出をしてください。

1 5. 賠償責任保険の加入

(ア) 保険会社

東京海上日動火災保険株式会社（全私保連保険制度）

(イ) 保険の種類

大型セット（傷害補償のみコース）

(ウ) 保険金額

施設・施設業務	1事故	1,000,000,000円 (対人)
	1名につき	1,000,000,000円 (対人)
	1事故	10,000,000円 (対物)
生産物 (給食)	1事故 (保険期間中)	1,000,000,000円 (対人)
	1名につき (保険期間中)	1,000,000,000円 (対人)
	1事故 (保険期間中)	10,000,000円 (対物)

16. 嘱託医

(ア) 内科

名称	福田小児科医院
医院長名	福田博道
所在地	〒703-8511 岡山市南区福富西3-1-14
電話番号	086-262-8585

(イ) 歯科

名称	くまざわ歯科
医院長名	熊沢 考祐
所在地	〒702-8032 岡山市福富中2-1-3
電話番号	086-265-1020

17. 緊急時の対応方法

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。

また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

名称	福田小児科医院
医院長名	福田博道
所在地	〒703-8511 岡山市南区福富西3-1-14
電話番号	086-262-8585

18. 非常災害時の対策

消防計画	岡山市南消防署 平成21年3月17日届出
------	----------------------

作成(変更)届出書	防火管理者	景山一正		
避難訓練	火災及び地震・水害を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	園庭	第2避難場所	福浜小学校

19. 児童虐待(DV)に対する措置

当園では児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。

・なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、当園は児童相談所、または市役所こども福祉課児童福祉係まで連絡をお願いします。

20. 要望・苦情等に関する相談窓口

(ア) 受付担当者

氏名 小谷拓也(主任保育士) TEL086-262-3432

(イ) 解決責任者

氏名 友廣万貴子(役職・園長) TEL086-262-3432

(ウ) 第三者委員

氏名 相木 孝治(家庭裁判所調停員) TEL 090-4658-0383

氏名 青山 一郎(元高校教員) TEL 090-5703-8612

(エ) 受付方法

面接・文書・電話などの方法で受け付けます。

21. 個人情報保護について

在園児とその保護者の皆様の個人情報の取り扱いに関して、『社会福祉法人白鳩福祉会白鳩保育園 個人情報保護方針』(別紙3)にもとづき、情報の管理と利用をしていきます。「利用目的一覧」(別紙4)に掲載している、個人情報の利用目的は、原則としては、白鳩保育園の保育業務推進、園運営のために不可欠な事項です。特にお申し出のない場合は、同意いただいたものとして取り扱います。

ただし、園児や保護者の方の写真・動画を対外的に使用するかどうかについては、「在園児とその保護者 聞き取り票」(様式3)により入園児に全員確認します。必ず、全員提出をしてください。

別紙 1

◇ 学校感染症の一覧と、出席停止の期間の基準

種別	病名	出席停止の期間の基準
第1種	埃ラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ハースト、マルブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコリナウィルス属 SARS コリナウィルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がメーダナコリナウィルス属 MERS コリナウィルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ*（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで
第2種 （※1）	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）・新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過する日まで
	百日咳	特有の咳が消滅するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過する日まで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱	主な症状が消えた後2日を経過する日まで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医、その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、 その他の感染症（※2）	症状により学校医、その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで
※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。		

※岡山市における「その他の感染症」（第3種）として取り扱う感染症は岡山市教育委員会の取り扱いに準じて「溶連菌感染症」「伝染性濃痂疹（とびひ）」とします。第2種については、医師が伝染病の恐れがないと認めるときはこの限りではない

※伝染性濃痂疹（とびひ）については、その数・年齢・程度によって、出席停止に関する判断は主治医及び囑託医の判断に任せることが望ましいとしております。

※ 上記以外の感染症については主治医及び囑託医とよく相談してください。

学校伝染病の第3種伝染性膿痂疹（とびひ）について

伝染性膿痂疹（とびひ）は、ブドウ球菌性膿痂疹と連鎖球菌性膿痂疹に分類される。

症例数の上で圧倒的に多いブドウ球菌性膿痂疹は、夏季に乳幼児に好発し、伝染力が強い。紅斑に始まり、水疱、膿疱を生じ、破れやすく容易にびらんを生じる。破れた内容物が周囲や離れた部位に感染を起こし、次々と新しい病巣を作る。

学校伝染病（出席停止）の第3種として取り扱う疾患である。これから除外することは出来ない。とびひは、強い伝染力をもつ。しかしながら、その範囲、個数、年齢により、伝染性、登校停止に関する主治医の判断に差が生じるが、個々の主治医の判断にまかせることが望ましい。

岡山市内医師会連合会よりの通知（原文のまま）

様式 1

登 園 許 可 書

白鳩保育園長 宛て

氏 名
生年月日 ()

病 名

診察の結果 月 日から登園は可能です。

付 記

年 月 日

住 所

医療機関名

医師名

※この様式は事務所でお渡しします。必要な方は事務所まで取りに来てください。

与薬指示書

下記の保育園児について、当院で加療中ですが、登園の際は、保護者に代与薬をお願いいたします。

保育園名 _____ 氏名 _____

病名（または症状） _____

薬の処方内容（該当するものに○印）

散（1回 袋） せき止め 鎮痛剤
液（シロップ cc） 下痢止め 抗アレルギー
錠剤（ ） 頓服（ ）
その他（ ）

園での与薬時刻

食後 食前 食間 適宜 その他（ ）

今回の処方 は 月 日 ～ 月 日

< 注意事項 >

年 月 日

病院（医院）名
住 所

医師氏名
電 話

与薬依頼書

保護者

受診した病院名

1. 服用月日		月	日
2. 服用時間			
	食前	食後	食間
3. 内容 (あてはまるものに○印を)			
風邪薬	咳止め	ぬり薬	
点眼薬	その他()		
4. その他、注意事項			
<p>☆医師の指示のもの1日分(1回分ごと)のみ持参 ☆薬には日付と氏名を記入してください ☆記入したこの用紙と薬を一緒に職員に手渡すこと</p>			
与薬者(※保育園記入)			

初回は(継続の場合は1カ月ごと)、医師による投薬指示書が必要になります。

年 月 日

白鳩保育園

園 長 殿

与薬に関する誓約書

現在白鳩保育園に通園している_____が、日中の与薬が必要となりました。

園の与薬に関する「保護者の方へ（注意事項）」を十分に理解し、ここに示された与薬の責任が保護者にあることを承知したうえで、私（保護者）の代行として与薬をお願い致しました。よって、与薬の結果起こる一切の責任が、私（保護者）にあることを認めます。

白鳩保育園に対し、与薬によって起こる一切の責任を問わないことを誓約します。

保護者名

白鳩保育園の交通ルールに関する約束

園周辺は、私道や通学路の関係で、朝の通行に関する決まりがあります。下記の地図に示しています。

交通ルールに従うと共に、園独自のルールを必ず守ってください。

園周辺は住宅が密集しており通学路にもなっています。幼児や小学生、中学生、高校生が遊んだり、徒歩や自転車で行き来します。道幅が狭い上に大変交通量が多い道路なので、スピードを出しすぎない安全運転で、くれぐれも気をつけてください。

1. 登降園で駐車場を利用される方は、父母の会駐車場をご利用ください。
2. 駐車の際は、壁に向かって前向きで止めてください。**バック駐車は禁止**です。
雨が降っている時や、ゴミの収集日は特に危険です。バックする時は、自転車や歩行者に接触しないよう十分注意してください。
3. 車から離れる時は短時間でも必ず施錠し、子どもを車中に放置したり、貴重品を置かないようにしましょう。
4. 駐車場から園までは、子どもと一緒に手をつないで歩いてください。子どもだけを先に行かせたり、目を離したりしないようにしてください。周りのお家や通行に迷惑がかからないように、細心の注意をはらってください。
5. 自転車で登降園される場合は、自転車置き場に置きましょう。子どもさんには必ずヘルメットを着用させましょう。
6. 但し、病気迎えおよびやむを得ない理由のある場合は、園舎前駐車場を利用します。

延長保育利用申込書

平成 年 月 日

白鳩保育園長 友廣万貴子 様

下記のとおり、延長保育を申し込みます。

児童名		生年月日 H . . 生	
		性別() 年齢(歳)	
延長保育を希望する月		希望する時間	
平成 年 月 ~		午前 時 分 頃まで	
		午後 時 分 頃まで	
住所	TEL () -		
保護者の状況	氏名	続柄 ()	続柄 ()
	勤務の状況	勤務先名	勤務先名
		TEL () -	TEL () -
		所在地	所在地
勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間
時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
延長保育を希望する理由	<div style="border-bottom: 1px solid black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; height: 20px;"></div>		

☆延長保育料は月ぎめ3,500円

☆事前に申し込みしていれば、5日未満は日割りで1日350円

☆月ごと必ず申し込みます

白鳩保育園長 様

年度 月分 土曜保育希望申込書

クラス名 _____ 園児名 _____

保護者氏名 _____

※ 給食、職員配置などの都合がありますので前月末日までにご提出下さい。

※ 原則として①の緊急連絡先には、必ず職場を記入して下さい。

※ できるだけ携帯電話以外の緊急連絡先を記入して下さい。

緊急場所名	呼出者名	連絡先番号
①		
②		

土曜保育を希望する日と時間

日、第1土曜日	当日の保護者の勤務時間帯	理由
日 第1土曜日	母 : ~ :	
: ~ :	父 : ~ :	
日 第2土曜日	母 : ~ :	
: ~ :	父 : ~ :	
日 第3土曜日	母 : ~ :	
: ~ :	父 : ~ :	
日 第4土曜日	母 : ~ :	
: ~ :	父 : ~ :	
日 第5土曜日	母 : ~ :	
: ~ :	父 : ~ :	

週休日をご記入ください ※記入のないものは受け取れません。

父	第1 曜	日	第2 曜	日	第3 曜	日	第4 曜	日	第5 曜	日
母	第1 曜	日	第2 曜	日	第3 曜	日	第4 曜	日	第5 曜	日

社会福祉法人白鳩福祉会白鳩保育園

個人情報保護方針

個人情報保護関連法令および園保育方針

- 「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても同様とする。」（児童福祉法第18条の22）
- 「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」（個人情報の保護に関する法律第3条）
- 「一人ひとりの子どもを大切にし、一人ひとりのこどもを活かす保育をする」（白鳩保育園 保育方針より）

白鳩保育園は、個人情報を安全かつ的確に保護するために、以下の方針を策定し、維持・運用し、継続的に改善していきます。

（基本理念）

1. 個人の人格を尊重し、人権を守るように努めます。「個人の情報が守られる権利」を擁護します。

「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、関連法令および行政機関の規範やガイドライン等を遵守します。

（利用目的と取得）

2. 取り扱う個人情報は、「児童福祉法」および「保育所保育指針」に基づいた本園の保育方針や事業活動方針を円滑に実施する目的にのみ利用します。

個人情報は適正な手段によって取得します。また、個人データは、その正確性の維持に努めます。

（安全管理）

3. 個人データは、目的や様態を問わず大切に取り扱いします。また、その安全管理のために、必要で適切な措置を講じます。

（第三者提供）

4. 利用目的にあらかじめ明示してある場合および「個人情報の保護に関する法律」に例外として規定してある場合以外には、個人データの第三者提供を行うことはありません。（規定は別記）

（開示、訂正、利用停止）

5. 本人等から、保有個人データの開示、訂正あるいは利用停止を求められた場合は、あらかじめ定める手続きによって、迅速かつ適切に対応します。

（苦情解決）

6. 利用者は、本園の苦情処理解決事業（第三者委員を含む）を利用することができます。

（推進体制）

7. この方針を実施するために、個人情報保護システムを確立し、必要な規則等を定め、責任体制を確立し、全ての職員の教育を進め、適切な手段を用いて広く公表します。

2006年6月1日

社会福祉法人白鳩福祉会
白鳩保育園

（お問い合わせ先：白鳩保育園／岡山県岡山市福富中 2-4-1／086-262-3432）

利用者等に係る個人情報の利用目的一覧（2006年6月1日公表）

社会福祉法人白鳩福祉会
白鳩保育園

1. この一覧において対象とする「利用者等」とは以下のものの総称とします。
 - ・ 園児とその保護者
 - ・ 卒園児とその保護者
 - ・ 子育て支援センター参加者や見学者、育児相談来園者
 - ・ ボランティア、実習生
 - ・ 取引業者
 - ・ その他、職員等を除く園利用者
 - ※職員等（全ての処遇の職員、嘱託者、委嘱者、退職者、入職予定者を含む）に関しては、別に定め、関係者に公表します。
2. 以下の利用目的に、利用者等から提供された個人情報および個人データを、必要最小限の範囲で使用します。（利用目的一覧）
 - 利用目的の種類
 - 具体的な利用の仕方
3. 保育サービス提供のための利用
 - ① 保育の記録（児童票、個人記録、保育計画、安全管理など）
 - ② 連絡体制の整備（名簿、連絡網など）
 - ③ とりくみや行事の記録（写真、動画など）
 - ④ 園だより、クラスだより、給食だより、園内通信
 - ⑤ 各種行事の案内
 - ⑥ 入退園事務
 - ⑦ 会計経理事務（費用請求など）
 - ⑧ 保育サービス向上のための研究、研修資料
 - ⑨ 事故等の内部報告
4. 第三者提供に当たらない他の事業者等への提供
 - ① 業務委託
 - ② 園児対象の障害保険等に係る事務
 - ③ 健康診断、歯科検診
5. 第三者提供
 - ① 国、県、市への運営費、補助金等請求事務
 - ② 白鳩保育園父母の会活動の推進
 - ③ 園外広報（ホームページ、ポスターなど ※写真のみ）
 - ④ 小学校入学または転園等の円滑化
 - ⑤ 本園内で受け入れる実習生への情報提供
 - ⑥ 協力団体の活動推進に必要な場合
 - ⑦ 個人情報保護法第23条に規定する例外事項に該当する場合
6. この利用目的に同意できない場合は、白鳩保育園までお申し出ください。

白鳩保育園（担当：園長／岡山県岡山市福富中 2-4-1／086-262-3432）

以上